事業者向けの主な支援

令和3年5月6日時点

給付	緊急事態宣言再発令に 伴う飲食店の営業時間 短縮や外出自粛等の影 響を受けた事業者を支 援	一時支援金		令和3年1~3月のいずれかの月の売上が 前年又は前々年同月比50%以上減少した 事業者に支援金を給付します。 上限額:法人60万円、個人30万円		一時支援金事業事務局相談 窓口 ☎0120-211-240 ☎03-6629-0479
		福岡県中小企業者 等一時支援金		令和3年1~3月のいずれかの月の売上が 前年又は前々年同月比30%以上50%未 満減少した事業者(政令市を除く)に支援金 を給付します。 上限額:法人15万円、個人10万円		福岡県中小企業者等一時支援金コールセンター 70120-123-071 70570-012-371
	県の要請に応じて営業時間短縮を行った飲食店などを支援 ※要請期間が短縮された場合は、短縮後の要請期間の最終日まで	福岡県感染拡大防止協力金	第5期 対象区域: ①福岡市、②久留米市 要請期間: ①令和3年4月22日~5月5日 ②令和3年4月25日~5月5日 申請受付期間: 令和3年5月20日~6月19日		①福岡市: 売上高に応じて 2.5~7.5万円/日(最大14日間) ②久留米市: 売上高に応じて 2.5~7.5万円/日(最大11日間) ※大企業は、売上高減少額に応じ 最大20万円/日	「福岡県感染拡大防止 協力金」に関する
			第6期 対象区域: ①福岡市、②久留米市 ③その他市町村 要請期間: 令和3年5月6日~5月 申請受付期間: 令和3年5月20日~6月	19日	①福岡市、②久留米市:売上高に 応じて3~10万円/日(最大14日間) ③その他市町村: 売上高に応じて 2.5~7.5万円/日(最大14日間) ※大企業は、売上高減少額に応じ 最大20万円/日	相談コールセンター 250120-567-918
補 助 •	一時休業などにより、 休業手当などを 支給する場合	雇用調整助成金		一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成が受けられます。 助成率 中小企業4/5(解雇などしなかった場合10/10)など ※1人当たり日額15,000円が上限		福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 ☎092-402-0537 または 北九州雇用調整助成金臨時窓口 ☎093-616-0860
助成	デリバリーや オンラインレッスンの 導入などに新たに 取り組みたい	経営革新実行支援 補助金		経営革新計画を策定し、新たな取り組み にチャレンジする事業者に補助金を支給 します。 補助率 3/4(上限額50万円)		福岡県 新事業支援課 23 092-643-3449
貸付	資金繰りのため融資		緊急経済対策 資金		利 <mark>率1.3%・保証料ゼロ</mark> 限度額 1億円 期間 10年以内 期間 2年以内	福岡県 フリーダイヤル 経営相談窓口 23 0120-567-179
	を受けたい ※融資対象者には、 一定の要件があります。	政府系金融機関による融資		3年間実質無利子・無担保の 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」 などがあります。		日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 23 0120-154-505
猶予	納税が難しい	納税の猶予		一時 として	コロナウイルス感染症の影響により、 的に納税ができない場合は、原則 こ1年以内の期限に限り、納税を猶 る制度があります。	国税:各税務署 県税:各県税事務所 市町村税:各市町村